

令和5年

市議会5月臨時会議案

令和5年5月16日提出

掛川市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 49 号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号））	5
議案第 50 号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市税条例の一部改正）	19
議案第 51 号	専決処分の承認を求めることについて（掛川市都市計画税条例の一部改正）	35

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分する。

令和5年4月21日

掛川市長 久保田 崇

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度掛川市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,454,098千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 6,706,414	千円 134,098	千円 6,840,512
	2 国庫補助金	3,187,018	134,098	3,321,116
歳入合計		50,320,000	134,098	50,454,098

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 15,746,196	千円 134,098	千円 15,880,294
	2 児童福祉費	8,069,007	134,098	8,203,105
歳 出 合 計		50,320,000	134,098	50,454,098

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,159,198	42.1		21,159,198	41.9
2 地方譲与税	546,200	1.1		546,200	1.1
3 利子割交付金	8,000	0.0		8,000	0.0
4 配当割交付金	100,000	0.2		100,000	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	98,000	0.2		98,000	0.2
6 法人事業税交付金	340,000	0.7		340,000	0.7
7 地方消費税交付金	3,070,000	6.1		3,070,000	6.1
8 ゴルフ場利用税交付金	73,000	0.1		73,000	0.1
9 環境性能割交付金	81,000	0.2		81,000	0.2
10 地方特例交付金	160,586	0.3		160,586	0.3
11 地方交付税	3,870,000	7.7		3,870,000	7.7
12 交通安全対策特別交付金	22,000	0.0		22,000	0.0
13 分担金及び負担金	176,570	0.4		176,570	0.3
14 使用料及び手数料	520,354	1.0		520,354	1.0
15 国庫支出金	6,706,414	13.3	134,098	6,840,512	13.6
16 県支出金	3,635,542	7.2		3,635,542	7.2
17 財産収入	35,257	0.1		35,257	0.1
18 寄附金	1,037,940	2.1		1,037,940	2.1
19 繰入金	3,039,028	6.0		3,039,028	6.0
20 繰越金	30,000	0.1		30,000	0.1
21 諸収入	2,884,711	5.7		2,884,711	5.7
22 市債	2,726,200	5.4		2,726,200	5.4
歳入合計	50,320,000	100.0	134,098	50,454,098	100.0

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
277,162	0.5				
5,932,518	11.8				
15,880,294	31.5	134,098			
5,675,291	11.2				
1,568,583	3.1				
1,445,053	2.9				
1,030,148	2.0				
5,124,540	10.2				
1,592,087	3.1				
6,326,872	12.5				
181,634	0.4				
5,383,117	10.7				
36,799	0.1				
50,454,098	100.0	134,098			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 1,960,611 補正額 134,098 計 2,094,709	11 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金	134,098
計	補正前 3,187,018 補正額 134,098 計 3,321,116		

(単位：千円)

説 明	備 考
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金補助金 追加 134,098×10/10	

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
15 低所得の子育て世帯生活 支援特別給付金支給事業 費	補正前	国県支出金 134,098	3 職員手当等	2,000
	0		10 需用費	260
	補正額		11 役務費	420
	134,098		12 委託料	12,118
	計		18 負担金補助及び交 付金	119,300
	134,098			
計	補正前	国県支出金		
	8,069,007	134,098		
	補正額			
	134,098			
	計			
	8,203,105			

(単位：千円)

説 明	備 考
<p>1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 134,098</p> <p>追加</p> <p>システム開発委託料 8,064 給付金申請データ入力業務等委託料 4,054 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 119,300 （ひとり親世帯分） 58,850 （その他世帯分） 60,450</p>	

給与費明細書

1 一般職

(1) 会計年度任用職員以外の職員

① 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	その他の 人件費	合 計	左のうち 事業費支弁	差引人件費
		給 料	職員手当	計					
補正後	741	2,816,734	1,778,280	4,595,014	909,755	20,642	5,525,411	20,420	5,504,991
補正前	741	2,816,734	1,776,280	4,593,014	909,755	20,642	5,523,411	20,420	5,502,991
比較			2,000	2,000			2,000		2,000

(単位 千円)

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	管理職手当	時間外手当	期末手当
	補正後	78,552	89,170	66,084	80,023	182,750	602,079
	補正前	78,552	89,170	66,084	80,023	180,750	602,079
	比較					2,000	
	区分	勤勉手当	住居手当	特勤手当	退職手当	その他	
	補正後	522,171	38,929	17,850	50,000	50,672	
	補正前	522,171	38,929	17,850	50,000	50,672	
	比較						

② 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給 料		給与改定に伴う 増減分			
		昇給に伴う 増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,000	制度改正に伴う 増減分			
		その他の増減分	2,000	時間外手当増	2,000

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市税条例の一部改正について、裏面のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による<u>納入書</u>によって納入しなければならない。</p>	<p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第39条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>又は第5号の15の2様式</u>による<u>納入書</u>により納入しなければならない。</p>
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の</p>

延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第108条 前条の規定によってたばこ税を申

延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第108条 前条の規定によってたばこ税を申

告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 （略）

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第111条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第111条 たばこ税の納税義務者は、法第481

告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第106条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第106条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 （略）

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第111条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第111条 たばこ税の納税義務者は、法第481

条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 (略)

条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第17条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2 (略)

で定める割合は、2分の1とする。

- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする
- 23 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 24 (略)
- 25 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～10 (略)

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する

で定める割合は、2分の1とする。

- 17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 22 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする
- 23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 24 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～10 (略)

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する

補助の算定の基礎となった当該耐震基準
適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第30条の2 法第451条第1項第1号(同条
第4項又は第5項において準用する場合を
含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家
用のものに限る。以下この条において同
じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車
の取得が令和元年10月1日から令和3年12
月31日までの間(附則第15条の6第3項に
おいて「特定期間」という。)に行われたと
きに限り、第91条第1項の規定にかかわら
ず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の
特例)

第30条の2の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗
用のものに対する第93条の5(第2号に係
る部分に限る。)及び前項の規定の適用につ
いては、当該軽自動車の取得が特定期間
に行われたときに限り、これらの規定中
「100分の2」とあるのは、「100分の1」
とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第31条の2 法第30条第1項に規定する3輪
以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する
車両番号の指定(次項から第8項まで
において「初回車両番号指定」という。)
を受けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以降の年度分の軽自動
車税の種別割に係る第94条の規定の適
用については、当分の間、次の表の左
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
掲げる字句とする。

補助の算定の基礎となった当該耐震基準
適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の
特例)

第30条の2 (略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第31条の2 法附則第30条第1項に規定する
3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する
車両番号の指定(次項から第4項まで
において「初回車両番号指定」という。)
を受けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以降の年度分の軽自動
車税の種別割に係る第94条の規定の適
用については、当分の間、次の表の左
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に
掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	(略)
第2号ア(ウ)	(略)
a	(略)
第2号ア(ウ)	(略)
b	(略)

く。)に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第94条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受け

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受け

る3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同表の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8. 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

る3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4. 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第94条の規定の適用については当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 （略）

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第35条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の掛川市税条例附則第30条の2及び第31条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第31条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第51号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市都市計画税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

掛川市長 久保田 崇

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、掛川市都市計画税条例の一部改正について、裏面のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例

掛川市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成17年掛川市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則
（法附則第15条第33項の条例で定める割合）	（法附則第15条第32項の条例で定める割合）
5 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	5 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
（法附則第15条第34項の条例で定める割合）	（法附則第15条第33項の条例で定める割合）
6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
（法附則第15条第44項の条例で定める割合）	（法附則第15条第43項の条例で定める割合）
7 法附則第15条44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
8～17 （略）	8～17 （略）
18 法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第42項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	18 法附則第15条第1項、 <u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 改正後の掛川市都市計画税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。